

(審査案件第56号)

## 答 申

### 第1 審査会の結論

長野県教育委員会が、「おはなしぱけっと調達の経過について」と題する文書について、平成16年11月15日付け公文書一部公開決定の対象文書として特定しなかったこと及び同年12月3日付け公文書一部公開決定において不存在と決定したことは、いずれも不当とはいえず、取り消す必要はないが、今後、不存在決定を行うにあたっては、その理由を具体的に記載すべきである。

### 第2 異議申立ての経過

#### 1 第一請求

(1) 平成16年(2004年)11月1日、異議申立人は、長野県情報公開条例(平成12年長野県条例第37号。以下「本件条例」という。)に基づき、長野県教育委員会(以下「本件実施機関」という。)に対し、次の文書について公開請求書を提出した(以下「第一請求」という)。

おはなしぱけっと号のデザイン変更に関する以下の文書

- ・平成15年9月22日プロポーザル審査会記録
- ・請負人選定委員会に関する文書
- ・委託契約と同変更契約に関する文書(業者とのやりとりを記録したものを含む)

なお、「おはなしぱけっと号」とは、本件実施機関が平成15年度から実施している「おはなしドキドキぱーく」事業により購入した移動絵本図書館自動車である。4トントラックの車体をベースに、車体左側面が屋根となって持ち上がり、読書のできるステージが広がるように特殊架装を施してあり、車体外面はマスコットキャラクター「オハジョナ」をあしらったデザインが塗装されている。

(2) 同月15日、本件実施機関は、第一請求に対して、「アトラクション自動車「おはなしぱけっと」架装等業務委託に係る変更協議の経過について」以下12文書を対象文書として特定し、一部公開決定(以下「第一決定」という。)を行い、異議申立人に通知した。

#### 2 第二請求

(1) 平成16年11月22日、異議申立人は、本件実施機関に対して、次の文書について公開請求書を提出した(以下「第二請求」という)。

アトラクション自動車「おはなしぱけっと」事業にかかる表題「おはなしぱけっと調達の経過について」とする文書を含む調達の経過を示す一切の文書  
なお、第二請求書に記載された表題「おはなしぱけっと調達の経過について」

とする文書（以下「本件文書」という。）は、第一決定において対象文書として特定されていなかったものである。

- (2) 同年1月2月3日、本件実施機関は、第二請求に対して、本件文書については不存在とし、ほかに「おはなしドキドキぱーく」予算繰越について」を全部公開とする決定（以下「第二決定」という。）を行い、異議申立人に通知した。

同通知書に記載された本件文書不存在の理由は、本件実施機関が保存する文書に当該タイトルの文書が存在しないため、というものであった。

- 3 平成17年1月12日、異議申立人は、本件実施機関に対して、本件文書の存否を明らかにせず同文書を公開しなかった第一決定及び本件文書が存在しないとした第二決定を取り消し、本件文書を全面公開することを求めた異議申立てを行った。

### 第3 異議申立人の主張の要旨

#### 1 本件文書の内容

本件文書は、平成15年度当時の文化財・生涯学習課の担当職員（以下「元担当職員」という。）が作成した文書で、おはなしぱけっと号の購入に関する、本件実施機関、知事、請負業者等の交渉内容が詳細に記されたものである。

本件文書に記されている知事の働きかけに関する記述、知事部局職員と知事の元政治団体代表とのやりとりなどは、第一決定及び第二決定で公開された公文書に記載されていないものだが、本件実施機関は、長野県議会平成16年12月定例会（以下「16年12月議会」という。）で、新聞報道された本件文書記載の事実関係を大筋で認めており、その信ぴょう性、重要度は極めて高いものである。

本件文書が公開されないことによって、異議申立人は、事業経過の真相を知ることができなかった。仮に本件文書が「公文書」に当たらないとすれば、真実を伏せた文書を作成したこと自体が問題となる。

#### 2 本件文書の管理状況

##### (1) 複数職員の共用

本件文書の存在については、16年12月議会で、本件実施機関こども支援課長が、「一定の時期まで、（文化財・生涯学習課の共有）ファイルサーバー内にあったことを確認している」旨答弁している。このコンピュータファイルサーバーは、文化財・生涯学習課の複数の職員が閲覧可能であったはずである。

本件文書の使用状況について、元担当職員は、「2、3週間か1、2か月ごとにプリントアウトして係長に見せた」と話している。また当時の文化財・生涯学習課課長補佐は、「見たことがあるような気がするがはっきり思い出せない。綴り穴もあるようだし、係の者は持っていた可能性がある」と話している。

これらの点からみて、本件文書が、文化財・生涯学習課の基礎資料であり、印刷されて複数の職員に共用されていたものであることは明らかである。

##### (2) 起案や資料作成作業への供用

公開された「アトラクション自動車『おはなしぱけっと号』デザイン変更の経緯」は、本件文書に酷似した詳細なもので、起案文書などを見返ただけで作成できるものではない。元担当職員は、「私のメモ（本件文書）を基に、伝聞や主観の部分を除いて」作ったと話しており、単なる担当職員の備忘録とはいえない。

### 3 本件文書の廃棄

異議申立人は、元担当職員以外の職員が本件文書を、少なくとも第一請求及び第二請求以後の16年12月議会まで保管していたことを確認している。

本件実施機関が、元担当職員の「異動時にパソコンから整理した」と説明しているのは、ファイルサーバー内にあったという議会答弁と矛盾し不当である。

第二決定当時、本件実施機関は、異議申立人に対し、本件文書を探したが見つからなかったと説明するのみで、一定時期まで本件文書が存在したという説明はなかった。本件実施機関が、本件文書が存在していたことを、第一決定又は第二決定の時点で把握していたのであれば、異議申立人に対して行った説明は不十分である。本件実施機関には、本件文書を隠匿することによって、おはなしぱけっと号の購入経過の真相を隠匿し、事実誤認させる意図があったととらえざるを得ない。

### 4 異議申立ての趣旨

以上の内容及び管理状況などからみて、本件文書が、本件条例第2条第2項にいう「公文書」に該当することは明白であるから、第一決定及び第二決定の取消しと本件文書の全面公開を求める。

また、万が一、現在、本件文書が不存在の場合は、その廃棄が刑法第258条の公用文書等毀棄に当たる可能性がある。本件実施機関には、不存在に至った詳細な経過の説明及び反省と再発防止策の提示を求める。

## 第4 実施機関の説明の要旨

### 1 本件文書の不存在決定

本件文書の表題を指定してなされた第二請求に対し、平成16年4月までおはなしぱけっと号を担当していた文化財・生涯学習課、同年5月以降担当していることも支援課などの書類を調査したが、該当文書は見つからなかった。

また、元担当職員に聞き取りを行ったところ、本件文書を持っていたが、同年5月1日付け人事異動で文化財・生涯学習課を転出する際に整理したとのことだった。

このため、第二決定において、本件文書に関しては、本件実施機関が保存する文書に当該タイトルの文書が存在しないため、として不存在の決定を行った。

### 2 本件文書の管理状況

#### (1) 複数職員の共用

元担当職員に事情を聴いたところ、本件文書は、元担当職員が、注目された新規事業を担当するに当たり、備忘のためのメモとするために、関係機関との交渉

経過や個人的な感想、他者からの伝聞を書き綴って、自らのパソコンの「デスクトップ」に保存していたものであるとのことであった。元担当職員は、ある程度書きためて、思い出したときに係長に話の種に見せて愚痴ったが、他の職員に見せたかは記憶がないとしている。

(2) 起案や資料作成作業への供用

元担当職員は、資料作成等を行った際は、本件文書でなく起案文書の綴りを参照していたと話している。

3 本件文書の整理

元担当職員に事情を聴いたところ、同人が平成16年5月1日付け人事異動で他部局へ転出することになったこと、同年4月27日におはなしばけっと号が納車されて給付完了検査に合格したこと、同年5月1日以降、同事業の担当が新設のことも支援課へ引き継がれることとなったことから、異動時に本件文書をパソコンから整理した、とのことである。

本件文書は、担当者の備忘的なメモであり、本件条例第2条第2項の組織共用文書に当たらないと考えられるので、こうした整理も特段不当とはいえない。

第5 審査会の判断

1 争点

本件文書は、アトラクション自動車「おはなしばけっと号」の調達にかかる経過を記録したものであり、過去に存在していたことについて本件実施機関は認めており、この点について争いはない。

本件実施機関は、第一請求当時、すでに廃棄され存在しておらず、本件文書が本件条例上の公文書に該当しないから廃棄したことについても不当性はないと主張している。これに対し、異議申立人は、本件文書が、①本件条例上の「公文書」に該当する上、②第一請求及び第二請求当時、本件実施機関に存在していたにもかかわらず、本件実施機関が、第一決定において本件文書を対象文書として特定せず、第二決定において不存在決定を行ったことが、本件条例に反する旨主張するので、これらの点について判断する。

2 本件文書の公文書性について

(1) 本件文書の作成・利用等の状況

当審査会では、本件文書の作成、利用状況について本件実施機関から説明を受けたほか、元担当職員から直接事実関係の聴取を行った。その結果を総合すると、本件文書の作成、利用状況について確認できた経緯は、以下の通りである。

① 本件文書は、元担当職員が、おはなしばけっと号の調達が注目を集めた新規事業である上、当初から短目に設定された事業予定期間内の納入が困難と予想されたため、担当者として事業遅延の責任を問われたときに備え、いつ、どこ

で、だれが、何を言ったのか等の経過を記録する必要があると考えて、作成したものである。

- ② 本件文書の内容は、元担当職員が、おはなしぱけっと号の調達に関する関係者との交渉経過について、直接又は間接的に見聞きした事実を個人的な感想を交えたものである。
- ③ 元担当職員は、当時、本件文書をパソコンを用いて書き継いでおり、数ヶ月に1度程度、事業の進捗が思わしくないときなどに、印刷して直属の上司である係長に見せ、話をしたことがあった。
- ④ 印刷した書類は、その都度、係長から回収して元担当職員が廃棄をしていた。
- ⑤ 本件文書に基づいて、他の公文書を作成したことはない。
- ⑥ 他の公文書は、決裁文書のほか、本件文書を作成する過程で定着した記憶に基づいて、作成していた。

これらの経緯を踏まえ、本件実施機関は、本件文書が元担当職員の備忘的なメモであり、組織的に用いるものとして管理されたものに当たらないと主張している。

## (2) 公文書該当性

本件条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているもの（いわゆる「組織共用文書」）と定義されている（第2条第2項）。したがって、個人的な備忘的メモ等は直ちに公文書に当たらないものの、これが組織的な検討に付され、又は起案文書等に添付され、実施機関において業務上必要なものとして利用・保存されるに至った場合は、組織共用文書となり、公文書として取り扱われることになる。

本件文書についてみると、前述の事実経緯から、おはなしぱけっと号の調達業務を担当する元担当職員が、自己の職務の範囲内において作成したことは明らかであることから、利用・保存の状況が個人的な備忘的メモにとどまるものであるか否かを検討する。

本件実施機関も、本件文書について元担当者が、ある程度書きためて、思い出したときに係長に話の種に見せたこと確認している。

また、本件文書以外に、おはなしぱけっと号の調達にかかる経過を記録した公文書として次のようなものが公開されているが、これらはいずれも、おはなしぱけっと号に係る委託契約の変更を行う最終段階ないし事後に作成されたものであり、委託契約の変更に至るまでの調整等について、並行して経緯を記録した公文書は認められなかった。

- ① 「アトラクション自動車「おはなしぱけっと」架装等業務委託に係る変更協議の経過について」

平成16年2月17日に本件実施機関と受託業者が行った協議の概要を記録したもの。第一決定により公開された。

- ② 「アトラクション自動車「おはなしぱけっと」架装等業務委託に係る変更

協議の経過について」

同年3月29日に本件実施機関と受託業者が行った協議の概要を記録した  
もの。第一決定により公開された。

③ 「アトラクション自動車「おはなしぱけっと号」デザイン変更の経緯」

おはなしぱけっと号の完成時期がずれこんだことによる予算繰越の際に作  
成されたもの。第二決定により公開された。

以上を踏まえると、本件文書を元担当職員が直属の上司である係長に見せてい  
たことは、調達の経緯を事業の進捗と並行的に記録した資料として事業進捗状況  
について報告をするなどに利用していたと言うべきである。したがって、事業進  
行当時、本件文書は実施機関にとって業務上必要なものとして利用・保存されて  
いたものと認められるから、本件条例第2条第2項にいう公文書に該当すると認  
められる。

3 本件文書の本件請求時点での存否について

(1) 本件文書の廃棄等について

異議申立人は、本件文書の組織共用性と関連して、文化財・生涯学習課の共用  
ファイルサーバー内に保管され、また、16年12月議会まで保管されていたと  
主張していることから、共用ファイルサーバーへの保管と本件文書の廃棄等につ  
いて、当審査会で本件実施機関と元担当職員から事情を聴取した。

本件実施機関は、本件文書の廃棄状況等について、元担当者から聞き取り、確  
認した事項として以下のように説明を行っている。

① 本件文書は元担当者のパソコンのデスクトップに保管されていた。

② 平成16年4月27日におはなしぱけっと号が納入され給付完了検査が終  
了したこと、元担当者が同年5月1日付けで他部局へ人事異動となり、おはな  
しぱけっと号に関する事務自体も、それまで担当していた文化財・生涯学習課  
から同日付けで新設されたこども支援課に引き継がれたことから、本件文書を  
パソコン上で削除した。

また、当審査会が元担当者から直接事実関係の聴取を行った結果、本件文書の  
取扱いについて把握した事項は以下の通りである。

① 係長に見せるために印刷した本件文書は、その都度元担当者が廃棄した。

② 異動の際に、事務を引き継いだ後任の職員に、正規の引継ぎ文書とは別に本  
件文書を渡したような記憶がある。(ただし、引継ぎを受けた職員は本件文書  
の受け取りを、長野県議会が設置した「県下水道事業に対する知事後援会幹部の  
働き掛け等に関する調査特別委員会」(以下「百条委員会」という。)の証人尋問  
で否定している。)

③ 本件文書は元担当者が使用していたパソコンのデスクトップに保管してい  
たが、あやまって文化財・生涯学習課の共用ファイルサーバーに保管したこと  
があったかもしれない。共用サーバーから本件文書を削除した記憶はないが、  
当時、同課では購入したコンピュータを共用サーバーとして利用しており、そ  
れは廃棄されたと聞いている。(本件実施機関の説明によれば、平成15年4

月以前から容量オーバーで機能停止状態が頻繁に起こり、平成17年12月に廃棄処分されたが、その際、記録されていたファイルは取り出せなかった。）

- ④ 16年12月議会当時、報道機関、県議会関係者が保有していた本件文書の写しとされる書類は、元担当者が作成した本件文書の写しである。

## (2) 本件文書の検索状況

本件条例上、実施機関は、公開請求時に、当該請求に係る公文書が存在していれば公開決定又は非公開決定を行い、存在していなければ不存在決定を行うこととされている（第11条）。したがって、本件実施機関は、少なくとも本件文書の表題を指定してなされた第二請求の時点では、その存否を個別具体的に確認しなければならない。この点について当審査会で確認したところ、こども支援課、文化財・生涯学習課、教育振興課教育振興係、同経理係において、次のような検索を行ったとのことである。

- ① 前記課・係の共用部分（書架、キャビネット、サーバー等）について、事務室内の課（係）員に、それぞれ担当業務等に応じた保管場所の検索を依頼し確認
- ② 前記課・係員が管理する事務机、パソコンファイルについて、自ら検索するよう依頼し確認
- ③ 異動した元担当職員等が管理する文書、パソコンファイルを、移動した元職員等に聞き取りをして確認

本件実施機関によれば、それぞれ文化財・生涯学習課やこども支援課は事業担当課であること、教育振興課経理係は事業の予算化、予算繰越などのため、事業担当課から各種資料提供を行っていたこと、教育振興課教育振興係は教育長、教育次長の庶務を行っており、本件事業について教育長、教育次長に各種資料提供を行っていたことから、本件文書の検索・確認を依頼したとのことである。

## (3) 第二請求時点での存否

以上に加え、当審査会では、異議申立人に対して、本件文書が16年12月議会時点で存在していたことを示す外形的事実等の提示を求め、本件請求時点での本件文書の存否について検討を行った。

本件文書について、元担当者は異動の際にパソコンに保存していた本件文書を整理したとする一方で、印刷した本件文書を後任者に引き継いだような記憶があるとも述べている。しかし、後任者は引き継いでいないと百条委員会で証言しており、関係者の記憶が食い違っているため、当審査会としては事実関係を客観的に確認することはできなかった。

また、異議申立人は本件文書が文化財・生涯学習課の共用ファイルサーバー内に保管されていたと主張していることから、その保管場所についても元担当者に確認を行った。

たしかに、共用ファイルサーバー内に保管されていた可能性が皆無とまではいうことはできないものの、同ファイルサーバーが平成15年4月から容量オーバ

ーで頻繁に機能停止状態にあったことなど勘案すると、当時、本件文書を同ファイルサーバーに保存することが合理的な選択肢であったとまでは言うことはできない。

さらに、本件実施機関は、第二請求を受けて本件文書の検索を行っている。この検索が行われた範囲は、業務としておはなしぱけっと号の調達業務に係る課（係）を対象に行われ、また検索対象も、上記共用ファイルサーバーをはじめ、倉庫、キャビネットなどの共用部分は、課（係）の所属職員が管理する机、パソコンも含んでおり、すでに異動した元職員にも確認を行ったとしている。これらの本件実施機関の説明からは、検索の範囲等に特段不合理な点は認められない。

以上を踏まえるならば、本件文書の写しを報道機関や県議会関係者が保有しているという状況に照らして、本件文書の不存在に疑問の余地がないとはいえないものの、そのことのみをもって、本件第二請求時点で本件実施機関が本件文書を管理していたとまではいうことができない。当審査会としては、おはなしぱけっと号の調達業務に関わった関係各課（係）、関係職員及び異議申立人から確認しえた事項を超えて、本件実施機関において本件文書の存在を示す客観的事実を確認することができない以上は、本件文書が第二請求の時点で廃棄されていたとする本件実施機関の説明に関して、特段に不合理な点を認めることはできない。

#### （４）結論

以上のとおり、本件文書が第二請求当時、本件実施機関において本件文書が存在していたことを示す客観的事実が確認できず、そのことに特段の不合理な点が認められないことから、第二決定において本件文書を不存在と決定したことを、不当ということとはできない。

#### ４ 本件文書廃棄の当否について

異議申立人は、本件文書が存在しないとすれば、本件文書の廃棄が刑法第258条の公用文書等毀棄に当たる可能性があるとして主張する。刑法の解釈適用はともかくとして、当審査会としては、本件条例及び本件実施機関の文書管理規程に照らして、本件文書の廃棄の当否について判断する。

本件実施機関における公文書の保存及び廃棄については、文書の内容に応じ、保存・利用の可能性を考慮して、1年未満から永年までの保存区分を定めて、管理することとなっている（長野県教育委員会文書規程（以下「文書規程」という。）第20条第1項等）。

本件文書は、元担当職員が納期に間に合わないおそれがあった事業の経過を記録し、数ヶ月に一度、事業進捗状況について係長と話し合う際に用いていたというものであるが、こうした作成意図、管理及び使用の状況等から判断すれば、業務遂行上必要とする1年未満の一定の期間保存する軽易な文書と解することが妥当である（同項第6号）。この場合、文書完結の日の翌日から1年未満の間に廃棄することとされている（同第3項）ところ、元担当職員が、平成16年4月27日におはなしぱけっと号の納入が完了し、人事異動となった同年5月1日時点で廃棄したと



したことは、特段不当ということとはできない。

なお、文書規程第39条の2第1項第4号によると、公文書公開請求があった文書については、その決定の日の翌日から起算して1年間、保存期間を延長することとなっているから、仮に、元担当職員が廃棄したとする平成16年4月末以降においても、本件実施機関が本件文書を管理しており、第一請求時点以降に廃棄したとすれば、本件条例及び文書規程に反し不当といわざるを得ない。

しかしながら、すでに判断したとおり、本件文書が平成16年4月末の元担当者の異動の際に廃棄されたと見られること、同年11月22日の第二請求を受けて本件文書を検索したところ存在が確認できなかったこと、その間、本件文書が本件実施機関において存在したことを示す客観的事実を確認することができないことを勘案すると、同年11月1日の第一請求時点においては、本件実施機関が本件文書の存否をその表題等により特定して検索してはいないものの、当審査会としては、第一請求の時点においても本件文書が存在したと言うことはできない。

したがって、第一請求以降に本件文書が廃棄されたということができないから、本件文書の廃棄が不当とは認められない。

## 5 第一決定における対象文書の特定

異議申立人は、第一請求に係る決定の取消を求めて公文書の全面公開を求めており、これは本件文書を対象文書として特定しなかった第一決定の取り消しを求めているものと解されることから、第一決定の文書特定の当否について検討する。

異議申立人は、第二請求においては、「おはなしばけつと調達の経過について」という本件文書の表題を明示しているが、第一請求においては、「委託契約と同変更契約に関する文書（業者とのやりとりを記録したものを含む）」と、知りたい情報の内容を指定して請求している。このような場合でも、仮に本件文書が、第一請求時点で存在していたとすれば、その内容と請求趣旨からみて、第一決定においても対象文書として特定すべきであったものと考えられる。

しかし、第一請求の時点で本件文書が存在していなかったとすると、存在している他の該当文書を対象として決定を行えば足り、請求上明示されていない限りは、既に廃棄されて存在しない文書等を逐一リストアップして不存決定を行う必要まではないものと解される。

したがって、すでに判断したとおり、第一請求の時点で、本件実施機関において本件文書が存在した事実が確認できない以上、本件文書を対象文書として特定しなかった第一決定を不当ということとはできない。

ただし、このように廃棄済み文書等に関する存否応答の要否は、公開請求の趣旨如何によることとなるので、実施機関が、本件条例の運用において可能な限り慎重に請求趣旨の把握に努め、対象文書の特定を行うべきであることは言うまでもない。

また、かかる観点から見ると、本件実施機関においては、第二決定の際、第一決定で公開した公文書とは異なる公文書の公開を行ったことが認められる。追加で公開された公文書は第一請求の時点ですでに存在していたものであり、第一決定で特定されなかったことは不適切と言わざるを得ない。公開請求の対象文書の特定は、

慎重に行われるべきである。

## 6 理由付記

### (1) 異議申立人の主張

異議申立人は、第二決定が通知された際、本件文書が本当はないのか、あるいは、かつてあったのではないかと問い合わせたが、本件実施機関では、探してみたがなかったというのみで、本件文書が存在していたことがある旨の説明は一切なかった。仮に当該時点で、本件実施機関が、後に本件審査の過程で主張したような本件文書の作成と廃棄の経過を把握していたとすれば、異議申立人に対する説明は不十分であり、本件文書の存在自体を伏せようとする悪意を感じざるを得ないと主張する。そこで、第二決定における理由付記の妥当性について検討する。

### (2) 理由付記の妥当性

理由付記制度の趣旨は、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、非公開等の理由を請求者に知らせることによって、不服申立てに便宜を与えるところにある。この点を考慮すれば、これらの目的が達せられる程度には具体的な理由を記載する必要がある。

本件実施機関は、第二決定において、「長野県教育委員会が保存する文書に左記タイトルの文書が存在しないため」との不存在の理由を通知している。しかし、第二請求が第一請求で本件文書が特定されず、その存否を明らかにしなかったことから、本件文書を具体的に特定して第二請求が行われているものであり、このように、具体的に文書が特定されている場合において、文書の存否について存在しないと付記するだけでは、理由付記として十分と言うことはできず、本件文書が公文書に該当しない旨及び既に廃棄済みである旨を、少なくとも明記すべきであったといわざるを得ない。

今後、実施機関が不存在的決定を行うに際しては、可能な限り、①およそ当該事務事業を実施機関では行っていないから文書も存在しない、②事務事業は行っているが、当該文書は作成も取得もしない慣例である、③事務事業は行っているが、請求された期間、請求された範囲の文書は作成も取得もしていない、④当該文書を管理していたが、保存期間が満了したため廃棄した、又は、⑤当該文書は存在するが本件条例にいう「公文書」に当たらない、などといった程度には記載するなど、適切な対応をすべきである。

## 7 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 8 付言

当審査会では、異議申立人及び本件実施機関に説明を求めたほか、本件文書を作

成した元担当職員に参考人として陳述を求めるなどして、本件文書の存否の確認に努めたが、その過程で、次のような状況を確認した。

第一に、本件文書は、元担当職員がパソコンを用いて作成していた文書であるが、その保管場所については、同人に割り当てられたパソコンのハードディスクと説明する者と、当時の文化財・生涯学習課のファイルサーバーと説明する者がおり、事実認定をすることができなかった。また、そのファイルサーバーも、平成15年4月以前から、頻繁に機能停止状態となるなど故障しがちな状態のまま使用されており、平成17年12月に廃棄処分され、さらに保存されていた文書がとり出せなかったという。

第二に、平成17年12月、百条委員会の記録等によると、元担当職員は、本件文書を後任者に渡した記憶があるとしているが、後任者は、受け取っていないとしており、この点も事実認定ができなかった。

これらの点にみられる文書取扱いのあいまいさが、外形的には本件文書が第二請求時点で存在していたと疑われる一因となったことは否めない。このような事態は、本来はあってはならないことであり、疑問がもたれるような状況がある以上は、本件文書の管理のあり方に不適切な面があったといわざるを得ない。本件条例は目的規定において、公文書の公開を通して県の諸活動を県民に説明する責務を全うすると定めており、公文書が適切に作成・取得・管理することは説明責務を全うするために欠くべからざることであり、また本件条例の実効性の根幹をなすものである。当審査会としては、このような疑念をもたれる事態が二度と起こらないよう、業務における利用状況に応じた適切な文書管理を行い、同様の疑念がもたれることのないよう、本件実施機関のみならず本件条例の全実施機関に対して要望するものである。

## 第6 審査経過

平成17年（2005年）	1月26日	諮問
	1月14日	異議申立人からの意見聴取
	12月12日	本件実施機関からの意見聴取
平成18年（2006年）	2月6日	審議
	3月10日	参考人陳述
	3月24日	審議
	4月18日	審議
	5月22日	審議
	6月12日	審議
	7月4日	審議
	7月25日	審議
	8月8日	審議終結